

第一種動物取扱業者の皆様へ



「動物の愛護及び管理に関する法律」（動物愛護管理法）が改正され、
令和2年6月1日から施行されました。



【帳簿の備付けと定期報告の対象が拡大されました】

第一種動物取扱業者のうち、販売業、貸出業、展示業、譲受飼養業の4種別がまとめて「動物販売業者等」と規定され、「帳簿の備付け」と「定期報告届出」が義務付けられました。
対象動物も、犬猫のみから動物取扱業者が対象とする動物全般に拡大されました。

<帳簿の備付け>

- 対象事業者：動物販売業者等（販売業、貸出業、展示業、譲受飼養業）
- 対象動物：哺乳類、鳥類、爬虫類
- 記載方法：犬、猫⇒個体ごとに記載
犬猫以外の哺乳類、鳥類、爬虫類⇒品種等ごとに記載
- 記載事項：
同封の「動物販売業者等が取り扱う動物に関する帳簿に記載する内容について」のとおりです。
- 保存期間：5年間

<定期報告届出>

- 対象事業者：動物販売業者等（販売業、貸出業、展示業、譲受飼養業）
- 対象動物：哺乳類、鳥類、爬虫類
- 対象期間：年度内（4月から翌年3月まで）に取り扱う動物
- 届出事項：各月ごとの動物の種類ごとに所有数、販売（引渡し）数、死亡数等を記載
- 届出様式と記載例：同封書類をご確認ください。
- 提出方法：下記提出先まで郵送又は窓口に直接ご提出ください。
- 提出期間：翌年度の4月1日から5月30日まで
※犬猫以外で令和2年度に取り扱った動物数は、令和2年6月分から記入してください。

同封した帳簿、定期報告の様式は下記ホームページにも掲載します。
動物愛護管理法改正の詳細については、下記問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ・提出先

23区・島しょ地域

東京都動物愛護相談センター
〒156-0056

東京都世田谷区八幡山2-9-11

電話 03-3302-3507(番号案内1)

ホームページ <https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/douso/>

多摩地域

東京都動物愛護相談センター多摩支所
〒191-0021

東京都日野市石田1-192-33

電話 042-581-7435

